

## イタリアの年金スライド制

年金に自動スライド制を採用している国は、1975年で34か国にのぼっている。20か国は物価スライド制を、11か国は賃金スライド制を、他の3か国は最低賃金指数によるスライド制を採用している。ところでこのうちイタリア、ノルウェー、ウルグァイの3か国はスライド率の計算にあたって物価指数と賃金指数の両者を組み合わせる方式を用いている。ここでは1975年に制定された新しいイタリアの年金スライド制を紹介する。

全国社会保険金庫（INPS）が掌管する一般制度は、イタリア年金制度の中心で、被保険者数は民間被用者の6割以上にのぼり、その支給年金件数は、1,200万にのぼる各種年金給付の67%をしめている。この制度によって、15年以上の拠出を条件に、男60歳、女55歳より年金が支給されている。年金の額は、最後の10年のうち最も賃金が高かった3年の平均賃金を基礎とし、その2%を拠出年数で乗じた額である。年金の上限は、本人の平均賃金の8割で、また下限としては、工場労働者の平均賃金の3割弱に相当する最低年金額が法で定められている。

1969年末で、一般制度の年金受給者の約6割は最低年金額を受けており、自営業者の特別制度の場合、その割合は95%に達していた。このように拠出制年金の水準が一般に低いのは、年金制度の改善がなされてまだ日が浅く、年金受給者の多くがまだその恩恵に浴していないからである。すなわち、年金額の裁定に最近の賃金水準が反映されるようになったのは1968年の改正からであり、

既裁定年金に物価スライド制が導入されるようになったのは1969年改正からのことであった。

その後1975年になって、新たなスライド制の導入が必要になった理由は、賃金上昇率と物価上昇率との差が広がり、年金を賃金の上昇に応じて引き上げるべきだとの声が強まったこと、ならびに年金受給者の間でその水準の格差が拡大し、年金の底上げをすることが必要になったためである。なお、1970年代前半の5年間で、物価は54%上昇したのに対し賃金は118%増加していた。

1975年改正により、年金は毎年1月1日に物価ならびに賃金にスライドして改定されることになった。その方法は最低年金の場合とこれを上回る年金部分とで異なっている。

最低年金のスライドは、工場労働者の「平均最低賃金」（全国労働協約に定める諸手当を含まない時間当り賃金を指す）の変化にリンクされている。

最低年金を上回る年金部分のスライドは、二つの増加分の合計として計算される。一つは工業労働者を対象とする生計費の上昇率（点数表示）にあらかじめ定められた額を乗じて得た額（定額部分）であり、他は生計費の上昇率と賃金の上昇率との差によるスライド部分である。イタリアにおける協約賃金はそれ自体生計費指数によってスライドされているが、そのことがこのような算定方式の前提になっていると考えられる。また生計費の上昇率（点数）で乗せられる額は、1978年で月1,512リラで、以後1980年の1,910リラまで毎年引き上げられることになっている。

算定の仕組を具体例で示すと、1977年7月末までの1年で平均最低賃金は28.7%上昇し、生計費は19.5%（24ポイント）上昇した。このため最低年金は1978年1月より28.7%引き上げられ、月79,650リラから102,500リラに改定されている。最低年金を上回る年金部分については、賃金上昇率を生計費上昇率の差、すなわち9.2%の引き上げと、月1,512リラを生計費上昇点数24ポイントで乗じた額、すなわち36,288リラの上乗せが実施されることになる。

ところでこのような年金改革には批判も少なくない。イタリアの財政危機を

もたらした最大の要因の一つがこの改革であるといわれているし、全国社会保険金庫の赤字幅も年々増加の一途をたどっている。スライドに用いる最低賃金の伸びは平均賃金の伸びを上回わり、平均賃金が1%上昇するたびに年金は1.2%の割合で上昇し、また生計費指数の1%の上昇に対し年金は1.5%の割合で上昇するとの批判もある。

さまざまな批判の中で、年金制度の費用を抑制するための各種の方途も検討されているが、1976年末には、年金の一部を5年据置の利付政府債で支給することを定めた法が制定されている。すなわち、年8百万リラ以上の所得のある者には、年金スライド分のうち定額上乘せ部分の全額が、年収6~8百万リラの者についてはその半額が、1976年10月より1978年4月末までについて、政府債の形で支払われることになった。ただし平均的な年金額は、1976年で年百万リラ強ということであるから、大多数の年金受給者はこの措置の影響を受けないものと考えられる。

Frank B. McArdle, *Italy's Indexing, Minimum Benefits, and Pension Reform*, Social Security Bulletin, Aug. 1978, Vol. 41, No. 8, pp. 27-31.

(一円光弥 国立公衆衛生院)

## 未成年者禁酒年齢

### 18歳にすべきか否か

(アメリカ)

いまアメリカの州の法律では飲酒がゆるされる年齢はまちまちで、18歳、19歳あるいは21歳となっている。1970年代の前半は、この年齢制限は21歳からだ

んだん若い方にあげられてきた。18歳から飲酒してもいいというような州がでてきたのである。しかし、いまそれについて新しい違った方向が検討されている。オールター・ヒージェンス上院議員によると、「もうこの国では高校生の75%は飲酒を公然とみとめられている」。また、ミシガン大学のリチャード・ダグラス教授によると、「若い自動車運転者の交通事故のほとんどは酒酔い運転である。行政はどうしてこのようなことを公認するのか」。エレナー・カンポー・バーソー下院議員いわく、「どの町もティーンエージャーの酒のみ問題は頭の痛い問題である。18歳から飲酒をみとめるというのは、子どもたちに自殺のライセンスをやるようなものだ」。このように、法律上の飲酒年齢制限の問題をめぐっては、さまざまな意見がだされている。カリホルニア州では、このような批判的な意見とはまた別に、飲酒可能年齢を21歳から19歳に変更した。同様の動きはペニシルバルニヤ州でもみられる。こういう一種の自由化のなかで出てきた問題は、やはり飲酒運転の問題である。1977年アメリカ全体の自動車事故による死亡4,657人のうち3,932人は、15歳から20歳にかけての酔っぱらい運転であった。このような死亡に至らない酒酔い運転の統計としては、1976年アメリカ全体で約11万人の若者たちが、その酒酔い運転のために検挙された。そのうち50人は10歳の子どもたちであった。たしかに飲酒を21歳から上とするところに問題はなくもないのであるが、例えば21歳と定めているために、1976年のデータによると、この飲酒禁止法をおかして警察につれていかれた子どもたちは、全国で20万人を数えていた。子どもたちの間での飲酒の一般化とこの法律的制限というものと間に大きなそごや矛盾が生じてきていることは事実である。しかし、一つの議論は、それでは、その18歳に下げれば問題が解決するか、という問題である。もしもこれを18歳に下げた場合、さらに15歳の子ども、14歳の子ども、13歳の子どもが、もっともっとアルコールを摂取するという傾向を増長することになる。こういう見方が学校関係者から出されている。事実、すでにアメリカでは飲酒の問題は高校や中学校でなくて、すでに小学生の間の問題になってきているからである。